

東京都体育施設条例施行規則第 7 条第 5 号及び第 9 号
に規定する利用料金の減額又は免除に関する取扱要綱

平成 19 年 4 月 1 日
19 生文ス振第 32 号

(趣旨)

第 1 東京都体育施設条例施行規則（平成 19 年東京都規則第 76 号。以下「規則」という。）第 7 条第 5 号及び第 9 号の規定に基づく利用料金の減額又は免除に関する取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(第 5 号関係)

第 2 規則第 7 条第 5 号の解釈及び運用については、次のとおりとする。

- (1) 規則第 7 条第 5 号に規定する手帳を提示する者（以下「手帳提示者」とする。）については、その者の障害の程度を問わない。
 - (2) 「これらの者の付添者」は、原則として手帳提示者一人について一人とする。
 - (3) 付添者とは、手帳提示者の安全確保を目的とするものであり、自らのために施設設備を使用することはできない。
- 2 同号に規定する「知事が別に定める施設」は、東京体育館の健康体力相談室を除くすべての施設とする。

(第 9 号関係)

第 3 規則第 7 条第 9 号に規定する「知事が別に定める事由に該当するとき」とは、次のとおりとする。

- (1) 東京都が主催又は共催するスポーツ振興又は普及を目的とした大会に使用するとき 免除
- (2) 東京都が主催する体育施設の開館記念又は周年記念式典に使用するとき 免除
- (3) 心身障害者の福祉増進を図ることを目的として、スポーツ・レクリエーションを行うために専用使用する場合で、次の事項に該当するとき
 - ア 全国的又は全都的に組織された障害者スポーツ団体、障害者レクリエーション団体又はこれらに加盟している団体が使用するとき。 5 割
 - イ 特別支援学校又は小中学校の特別支援学級の保護者団体又は P. T. A 等が、当該学校等の在学者の行事のために使用するとき。 5 割
 - ウ 知事が認める障害者で構成される団体が、東京都パラスポーツトレーニングセンターの施設を使用するとき。 免除
- (4) 次の事項に該当するとき 5 割
 - ア 修了者に大学入学資格が付与される専修学校高等課程の学科（以下「学科」という。）を置く都内の専修学校（以下「専修学校」という。）が主催し、学科に在学する者が行う運動競技等の学校教育活動に使用するとき。
 - イ 東京都知事が認可した私立各種学校のうち、専ら外国人を対象とし我が国の幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校（以下これらを「幼稚園等」という。）の課程に相当する課程を有する学校（以下「外国人学校」という。）が主催し、幼稚園等の課程に相当する課程に在学する者が行う運動競技等の学校教育活動に

類する教育活動に使用するとき。

ウ 専修学校の学科の生徒若しくは外国人学校の幼稚園等の課程に相当する課程に在学する者が行う運動競技大会のために、専修学校若しくは外国人学校で構成された団体（全国的又は全都的に組織されたものに限る。）が使用するとき。

(5) その他施策上特に必要があるものとして知事が認めるとき 免除

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

この要綱は、東京都体育施設条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第25号）附則第一項に規定する規則で定める日から施行する。なお、第3（3）ウの取扱いについては、当面令和12年度までとし、同年度までの政策の達成状況等を踏まえ、必要に応じて措置を検討する。